

令和
7年度

国民年金免除・納付猶予申請 免除猶予期間は翌年6月まで

下記の①～②に該当する方は、早めの手続きをお願いします。

- ①所得の減少等の理由により保険料の免除を新たに希望する方
- ②昨年度（令和6年7月～令和7年6月）の免除申請が承認された方で、一部免除の方、退職等の特例により免除の承認を受けている方、免除の継続を希望されなかった方

※免除申請も保険料の納付もしていない場合は、**保険料未納期間**となります。

未納のままにしておくと、将来の年金だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は早めの手続きをお願いします。

申請は町町民課、年金事務所窓口で行うことができます。

郵送申請も可能（日本年金機構ホームページから申請書をダウンロード）

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 ☎町町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

☎竜王年金事務所 ☎ 055-278-1104

国民年金の納付が困難な方へ
国民年金の免除申請
7月スタート

- ①窓口で本人確認を提示
- ②申請書を受け取り必要事項を書く
- ③申請書を窓口へ提出



対象となる手続き

- 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行 / 更新申請書
- 個人番号カード券面記載事項変更届、電子証明書、新規発行申請書
- 個人番号カード在留期間更新に伴う有効期間変更申請書、電子証明書発行 / 更新申請
- 個人番号カード返納届 など

※対象となる手続きは順次拡大していきます。

やさしい窓口「書かない窓口システム」

本人確認書類の情報を利用して住所・氏名・生年月日をあらかじめ印字することで、窓口での記入を簡素化することができます。

【書かない窓口の対象となる本人確認書類】

▷マイナンバーカード▷運転免許証▷運転経歴証明書▷在留カード▷特別永住者証明書

※注意※

- ・すべての申請手続きが「書かない窓口」の対象ではありません。対象の手続きであっても、転入出の直後や混雑時など、状況により従来どおりご自身で記入していただくことがあります。
- ・本人確認書類裏面の情報は利用できません。

☎町町民課町民係 ☎ 055-272-1105

7月1日から「書かない窓口システム」を導入し、手続きの負担軽減や待ち時間の短縮を図ります。

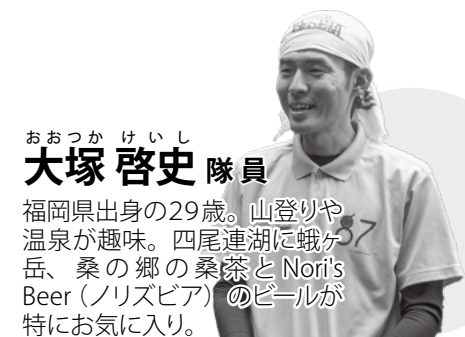
書かない窓口システムで
手続きが簡単に！

地域おこし協力隊

新たなまちづくりの担い手

令和7年4月から、新たな地域おこし協力隊※に大塚啓史さんが就任しました。市川三郷町で暮らしながら、支援機関である宿泊施設「農泊 ちかはぎ空の家」での活動を中心に、まちおこしの支援や、魅力発信、住民生活の支援などの地域協力活動を行います。気さくな笑顔を見せてくれる大塚さんの活躍の様子を紹介します。

※地域おこし協力隊…都市地域から住民票を移し、一定期間地域に居住して地域活動に取り組みながらその地域への定住・定着を図る制度。



おおつか けいし
大塚 啓史 隊員

福岡県出身の29歳。山登りや温泉が趣味。四尾連湖に蛾ヶ岳、桑の郷の桑茶とNori's Beer（ノリスビア）のビールが特に気に入る。



①宿泊者を迎える準備。お茶一杯にも細やかな気遣いがかかせません。②地域の神社の清掃も行っています。③掃除は心を込めて丁寧に。

知 人からの紹介で空の家に訪れたことをきっかけに、市川三郷町の魅力に触れ、地域おこし協力隊に応募することを決意した大塚さん。理学療法士として勤めた経験をいかして、地域の方々やお客様が気軽に悩みや体調を相談できる「心と身体を癒す」宿の開業を目標に、日々活動に励んでいます。

「地域の方々とのご縁を大切に、市川三郷町の魅力を伝える仲介者になれたら」

そう話す大塚さんは、宿での接客

農泊 ちかはぎ空の家

築180年の養蚕小屋をリノベーションした一棟貸切の古民家宿。スタッフの温かい人柄や市川三郷町ならではの旅のプランを企画してくれるのも魅力で、国内外から客が訪れるファンの多い人気宿。



▲ホームページ

活動の様子は
SNSにて
情報発信中！



facebook

☎町町政策推進課政策推進係 ☎ 055-272-1103

大塚さんからひとこと

まずは『今』目の前にあることから大切にしていきたいと思っています。生活や体調のことなど、一人で悩まず、気軽に声をかけて下さい！

やおもてなしを学ぶ一方で、地域活動やボランティア活動にも汗を流します。日本全国を旅した経験もあり、人の温かさや、豊かな自然、それと共存し受け継がれてきた伝統文化など、人々を魅了する可能性やエネルギーがこの町にはあると思います。

大塚さんの地域おこし協力隊としての活動は、まだ始まったばかり。新たな視点で賑わいをつくる地域おこしの仕掛け人として、これからどのような活動が展開されていくのか、期待が膨らみます。

町民課からのお知らせ

岡町町民課国保年金係 ☎055（272）1105

後期高齢者医療制度に加入の皆さまへ

お手元の被保険者証等の有効期限は7月31日までです

マイナ保険証登録の有無にかかわらず

新しい資格確認書を7月中にお送りします

後期高齢者医療制度（75歳以上全員と所定障害の65歳以上含む）に加入している方がお持ちの被保険者証等は、7月31日が有効期限となっているため、今月中に新しい資格確認書（薄紫色）をお送りします。

郵送の方法は、配達状況を記録し、受取人様の郵便受箱に配達する特定記録郵便です。

受け取ったら、自分のものに間違いがないかよく確認し、お手元に届いた日から必要に応じてお使い下さい。

古い被保険者証等は8月1日以降使えません。大切な個人情報に記載されていますので、各自で細かく裁断するなど確実に破棄して下さい。

今年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました

加入者の皆さんに保険料決定通知書をお送りします

今年度の保険料額が決定しました。加入者の保険料額は、昨年中の所得が確定するこの時期に決定し、保険料決定通知書などをお送りしています。保険料が年金から天引きされる方以外で、口座振替を申請されていない方は納付書が届きます。各納期限内に金融機関窓口で納付をお願いします。また、納め忘れないよう、口座振替をご検討下さい。

国民健康保険制度に加入の皆さまへ

お手元の健康保険証等の有効期限は7月31日までです

8月1日以降はマイナ保険証が資格確認書で

医療機関・薬局の受付をいつ下さい

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するため、従来使用されていた健康保険証は、令和6年12月2日以降は新規発行が停止されました。

それに伴い、ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は令和7年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れた後は、健康保険証の利用はできなくなりますので、医療機関や薬局での受付はマイナ保険証が資格確認書（クリーム色）でお願いします。

8月1日以降のマイナ保険証に関するQ&A



Q.すでにマイナ保険証を使っているのだけれど…手続きなどが必要ですか？

A.追加の手続きなどは必要ありません。そのままお使いいただけます。



Q.マイナ保険証がないと受診などができなくなるんですか？

A.マイナ保険証がない方には、申請によらず資格確認書(クリーム色)が交付されます。また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に申請すれば資格確認書を取得できます。親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。

資格確認書への限度額区分の

任意記載事項は申請が必要です

マイナ保険証をお持ちでない方で、資格確認書への限度額区分の記載を新規で希望される方は申請が必要となります。

なお、前年度限度額認定証等の交付を受けている方やすでに併記申請を行った方で該当する場合には、引き続き任意記載事項が記載された資格確認書を交付しますので申請は不要です。

※マイナ保健証をお持ちの方は、医療機関等の窓口でマイナ保険証を提出し、「限度額情報の表示」に同意することで適用されますので申請は不要です。

資格確認書への記載場所

被保険者名	後期 太郎
被保険者番号	00000000
住所	甲府市蓮沢1丁目15番35号
負担割合	1割
有効期限	令和8年7月31日

後期高齢者医療資格確認書	有効期限	令和8年7月31日	
被保険者番号	00000000	性別	男
氏名	後期 太郎	昭和40年0月0日	
生年月日	令和8年0月0日	令和8年0月0日	
資格取得年月日	令和8年0月0日	令和8年0月0日	
交付年月日	令和8年0月0日	令和8年0月0日	
負担割合・発行期日			
限度区分・発行期日			
医療機関・薬局			
特定療養区分・発行期日			
被保険者番号	39190000		
被保険者名	山梨県後期高齢者医療広域連合		

ここに記載がされます。

長期入院時の食事代減額は申請が必要です

低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）に該当する方で、申請月を含めた過去12か月に入院日数が90日（低所得者Ⅱと判定された期間に限る）を超え、入院時の食費等の減額をさらに受ける場合は、町窓口での申請手続きが必要です。ただし、申請書を提出する月以前の12か月以内で90日を超えた入院日数のわかる領収書もしくは入院証明書等の添付が必要です。

申請後は入院時の食事代が減額されます。ただし、申請日から申請月末日までの食事代は療養費（食事療養費差額）の申請が必要です。

※マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、該当する方は申請が必要です。

低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）の方へ

過去12カ月の入院日数が90日以上

1食240円

減額申請

過去12カ月の入院日数が91日以上

1食190円

※申請日以降の食事代に限りです。

提出するもの

◎申請書 ◎入院証明書など

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するために 事前にカード利用登録状況の確認をお願いします

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前にマイナ保険証としての利用登録をしておく必要があります。ご自身の登録状況が分からない場合は、医療機関等の受付窓口で設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くことで、利用登録が済んでいる方には、その場で利用登録の案内がされます。もし、受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、ご不明点があれば各医療機関・薬局の受付職員にお気軽にお声がけ下さい。

マイナポータル（モバイルアプリ）でも 利用登録状況が確認できます



- スマートフォン・マイナンバーカードを用意します
- 「マイナポータル（モバイルアプリ）」にログインします。
- 「健康保険証」を押します ※左記の画像を参照
- 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので、ご自身の登録状況をご確認下さい。

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進み下さい。

受付時間 平日：9時30分～20時
（年末年始を除く） 土日祝日：9時30分～17時30分

マイナポータルの登録はこちら

